

●香川県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年8月17日から同年9月7日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和経座東79番1地 先から	前	5.3~34.0	66	平成26年香川県告示第 229号で変更した区域の 一部の供用開始及び仮設 橋の不用物件化
		17.3~29.3	86	
さぬき市多和助光東30番1地 先まで	後	14.5~23.9	86	

- 4 供用開始の期日 令和3年8月17日